

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 36 協定届（特別条項）の作成 —

Q： 当社ではこれまで特別条項付の 36 協定を締結しています。4 月に更新手続きをしますが、今回の法改正で届の記載方法も変更されたのですか？

A： 特別条項付 36 協定に関する大きな変更点は以下の通りです。

【様式の変更】

限度時間内（一般条項）の届に加え別に届の作成が必要（あわせて 2 枚になる）。

【記載内容の明確化・具体性】

* 業務の種類…職務内容ごとに細分化して記載例) × 「事務部門」

○ 「総務」「経理」「営業」など

* 理由…予見できない一時的・突発的な理由に限られる(時期や発生が想定できるものや恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められない)

例) × 「決算事務」「やむを得ないとき」

○ 「突発的な仕様変更」「大規模なクレーム対応」など

【記載項目の新設】

* 限度時間を越えて労働させる際の手続(労働者代表に対する事前申し入れ、事前協議など)

* 労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置(下記から選び具体的な内容を記載)

…①医師による面接指導 ②深夜業(22 時～5 時)の回数制限 ③就業から始業までの休憩時間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他



法改正ニュース①

— 健康保険料率・介護保険料率の変更 —

全国健康保険協会 大阪支部	現行	令和 2 年 3 月分～ (4 月納付分)
健康保険料率	10.19%	10.22%
介護保険料率	1.73%	1.79%
健康保険料率＋ 介護保険料率	11.92%	12.01%

※健康保険料率は各支部により異なります

※介護保険料率は全国同一です

※任意継続被保険者は令和 2 年 4 月分～

法改正ニュース②

— 高年齢労働者の雇用保険料免除の終了 —

高年齢労働者(保険年度の初日(4 月 1 日)において満 64 歳以上で、雇用保険の一般被保険者となっている労働者)について、事業主・被保険者とも【～令和 2 年 3 月 31 日】雇用保険料は免除
【令和 2 年 4 月 1 日～】雇用保険料の納付が必要(他の雇用保険被保険者と同様)

最近のニュースから

新型コロナ緊急対策第 2 弾 中小企業、個人への支援増

政府は、新型コロナウイルスの緊急対応策の第 2 弾を発表。影響を受けた個人事業主や中小企業を対象に実質無利子、無担保で融資する制度をつくることを明らかにした。また、雇用調整助成金の特例措置の対象を全事業者に拡大する。感染拡大防止のための臨時休校に伴う従業員の休業補償は、企業向けの助成金として、1 人当たり日額の上限を 8,330 円、フリーランスや自営業者には日額 4,100 円を支給する。